

# 肢体不自由

## (4) 進路指導 (キャリア教育) と職業教育

### ① 進路指導 (キャリア教育)

#### ア 進路指導の意義

ノーマライゼーションの理念が浸透し、障害者の権利に関する条約が批准されたことにより、障害のある人々に対する社会の認識が変化し、また科学の進歩によって障害の状態を補償するための支援機器や ICT の開発が進んでいます。高等学校、大学等の入学試験や司法試験などにおける試験時間の延長や試験問題の代読、コンピュータやタブレット PC の利用などの個人のニーズに応じた措置がとられるようになり、社会環境でもユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化が進んでいます。これらを通じ、手足や体幹に運動機能上の困難があっても社会に主体的に参加し自己実現をしていくことが可能になってきました。就職についても、障害者の職業生活における自立の促進を目的として、各都道府県に障害者職業センターが設置され公共職業安定所と密接な連携をとりながら職業評価、職業指導、職業準備訓練、職域開発援助事業、事業主に対する障害者の雇用管理に関する援助などが行われています。また、「障害者雇用促進法」による障害者雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、職場適応訓練等、様々な制度的な取組が行われています。

したがって、社会生活を通じた自己実現への道筋の中で、児童生徒本人の志望や適性を重視した進路指導が行われることが大切です。

#### イ 卒業後の進路状況

平成 19 年度まで落ち込んでいた就職率は 20 年を境にわずかですが回復しています。それに対して児童福祉施設・障害者支援施設・医療機関等の「社会福祉施設等入所・通所者」は増加してきています（表Ⅱ-4-2）。この背景には特別支援学校（肢体不自由）に在籍する生徒の有する障害が重度・重複化しているという状況があります。

今後、重度で重複している障害がある生徒に対しても進路先が拡大され、社会参加が実現していく取組が期待されます（表Ⅱ-4-3）。

#### ウ 指導上の配慮事項

主体的な社会参加と個の自立を目指した進路の指導は、小学部・中学部から系統的に行うことが大切です。特に高等部における教育では、体験的な学習を通じて生徒自身が卒業

後の生活についての具体的な見通しと意欲を育む機会を設けることが重要です。また、進路先と協働して積極的で円滑な移行の支援を行うことが必要です。

## ② 職業教育

特別支援学校（肢体不自由）には学習指導要領に「職業」が設定されていません。しかし、職業に関する必要な内容を各教科・科目の中で取り扱うことや、「学校設定教科」に関する科目として「産業社会と人間」などを設け、指導を行っていくことができます。特に、現場実習など「就業体験」は生徒自身が学校生活から社会生活への移行を図る上で重要な実質的な体験的学習の機会となります。これらは、生徒が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択の力や職業意識を培う機会となります。「就業体験」プログラムの開発・実施に当たっては、企業等と十分な意見交換や調整を行い、目的を共通に認識することが重要です。